

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、匝瑳市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、匝瑳市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項及び費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生したときには、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、活動拠点となるそうき記念公園を含む匝瑳市民ふれあいセンター周辺に設置するものとする。ただし、匝瑳市民ふれあいセンター等が地震等の被害を受けたことにより使用できないとき、又はその他の事情により使用が困難なときには、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置したときには、乙との連絡調整にかかる担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集及び受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター、災害ボランティア活動に関する各種相談及び問い合わせへの対応
- (6) ボランティア保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 匝瑳市災害対策本部等との次の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画及び復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関及び団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託したときは、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務手当、宿日直手当を含む。）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金並びにセンターに派遣される乙の職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法（平成17年法律86号）に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものと

する。

(損害補償)

第12条 災害時における応急、復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティアが自ら加入するボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関、団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等の災害時における連携、協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年6月27日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市

匝瑳市長 宮内康幸



乙 匝瑳市今泉6491番地1

社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会

会 長 平山新治

